

商工会議所環境行動計画

～ 地域・中小企業における地球温暖化対策の推進～

平成20年6月19日
日本商工会議所

地球温暖化は、生態系に深刻な影響を及ぼすものであり、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであるため、国民、企業をはじめ社会全体でその対策に取り組む必要がある。国内では、本年4月より京都議定書第一約束期間が開始し、目標達成のための取り組みを加速することが喫緊の課題となっている。また、国際的には、2013年以降のポスト京都議定書の枠組みについて議論が行われるとともに、二酸化炭素等の温室効果ガスの中長期的な削減目標についての議論が進行中である。さらに、7月には地球温暖化問題を主要テーマとするG8サミットが北海道・洞爺湖で開催されることとなっており、本年は、世界の地球温暖化対策の今後の方向性を決定する重要な年である。

地球温暖化対策を機に経営の見直しを

1970年代の石油危機を契機に、わが国においては官民を挙げて省エネルギーに取り組み、企業が技術開発を進めた結果、現在では、世界に冠たる省エネ・環境技術を誇るまでになった。このような観点から、人類が直面する地球温暖化は、低炭素社会に移行する契機であり、企業が地球温暖化対策に取り組むことは、とりもなおさず社会に対する貢献となる。同時に、環境への配慮は、もはや避けては通れない重要な経営課題の一つとなっており、取り組みの巧拙が、企業経営にそのまま跳ね返ることとなる。地球温暖化対策への取り組みを通じて、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制する、いわば「低炭素経営」をめざすことは、コスト削減や業績改善などを実現する機会でもある。

大企業は、業種ごとの自主行動計画を通じてさまざまな対策を実施し、本年3月に改訂された「京都議定書目標達成計画」では、一層の強化が盛り込まれ、実行されつつある。また、日本企業数の99.7%を占める中小企業については、「京都議定書目標達成計画」で「中小企業の排出削減対策の推進」が掲げられているが、先進的な取り組みを行う企業がある一方で、多くの場合、地球温暖化対策を重要な課題と考えつつも、厳しい経営環境の中で、人手や資金、情報の不足などにより、必ずしも取り組みが進んでいないのが現状である。

地球温暖化対策への取り組みは、企業にとってイノベーションを行う機会となる。環境関連の技術革新や製品開発はもとより、仕事の過程を見直すことが、企業の成長の原動力となり得る。特に、中小企業は、意思決定の速さや柔軟性などの特徴を活かして、エネルギー消費の節約などによる経費削減や、本業を活かした環境ビジネスへの進出などを実現する可能性があるため、地球温暖化対策に取り組む意義がある。

商工会議所は地球温暖化対策に持続的に取り組む

わが国は、公害問題や二度にわたる石油危機を克服してきた経験がある。その中で、全国の商工会議所は、地域に密着した総合経済団体として、大きな役割を果たしてきた。近年は、容器包装リサイクル制度の推進を中心に、循環型社会の形成をリードしてきた。さらに、地球温暖化対策については、京都議定書が発効した2005年に、日本商工会議所と各地商工会議所は「温室効果ガス排出抑制に関する周知・広報」や「省エネの促進」などに関する「申し合せ」を行い、これに基づき、全国の商工会議所が、さまざまな形で取り組みを進めているところである。さらに、日本商工会議所では、中心市街地活性化を図るため、まちづくり三法の改正に取り組み、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進しているが、その一環として、本年3月には「低炭素社会を目指したまちづくりに関するアピール」を発表し、まちづくりの面からも地球温暖化対策に力を入れている。

地域総合経済団体である商工会議所が、さらなる地球温暖化対策に取り組むことにより、地域にイノベーションを引き起こし、新たな価値をもたらすことが可能となる。また、商工会議所とその会員企業、従業員やその家族が、行政による取り組みに積極的に参画・協力することにより、地球温暖化対策についてのビジョンの共有が可能となり、低炭素社会の実現に資することができる。

以上のような観点から、日本商工会議所は、各地商工会議所とともに、商工会議所会員である中小企業等が、イノベーションの絶好の機会として地球温暖化対策に取り組んでいくことを支援することにより、わが国が環境と経済を両立させ、持続的な経済発展を遂げ、環境立国として発展していくことに貢献するべく、ここに「商工会議所環境行動計画」を策定する。この計画により、全国516商工会議所と141万会員事業所、さらにはその従業員・家族に対し、取り組みやすく、継続しやすいメニューを提示し、全国的かつ継続的に、国民運動的な取り組みを展開するとともに、毎年フォローアップを行い、必要に応じて改善を加えながら継続的に実施していくこととする。商工会議所を挙げて、京都議定書の目標達成に貢献することをはじめ、わが国地球温暖化対策の一翼を担うこととする。

．行動計画の基本的な考え方

1．行動計画の目的

「環境と経済の両立」の大原則のもと、会員中小企業等が、二酸化炭素の排出削減・吸収を中心とする地球温暖化対策に、継続的に取り組むことができるよう支援する。

その際、エネルギー消費量や二酸化炭素排出量が少ないため、「省エネルギー法」や「地球温暖化対策推進法」に基づく消費量・排出量の算定・報告義務が課されておらず、これらを算定・把握していない場合が多いと考えられる事業所を主な呼びかけの対象とする。

2．取り組みの方向性

(1) 「低炭素経営」実現への支援

会員中小企業等が、地球温暖化対策への取り組みを通じて、コスト削減、業績改善(売上増)、イノベーション、技術開発、ビジネス機会の創出、販路拡大、企業イメージや商品・サービスの付加価値の向上などを図る「低炭素経営」を実現するため、これら企業による取り組みを支援する。会員中小企業等のこうした取り組みは、結果として地域における新産業の創出、地域振興などにも資することになる。

また、会員中小企業等には、エネルギー消費量や二酸化炭素排出量の報告義務が課されていない場合が多いことから、そもそも自社の事業活動による消費量や排出量を算定していない場合が多いと考えられる。そのため、中小企業等にとっても取り組みやすい簡易なチェックシートを示すことで、消費量や排出量の把握を可能とし、これに基づき、中小企業等が自ら削減・吸収への取り組みができるよう支援する。

(2) 地域における地球温暖化対策への貢献

地域における地球温暖化対策を進めるため、商工会議所および会員中小企業等は、自らが中心となって取り組みを行う、もしくは地方自治体が中心となって取り組む対策の推進に、積極的に協力する。

(3) 国民の生活スタイルの変革への寄与

会員中小企業等の従業員およびその家族などに、地球温暖化対策への意識喚起を行うことで、国民の生活スタイルの変革に寄与する。その際、事業活動や就業時間中の行動のみならず、通勤手段の選択や家庭での行動に関する意識の変革にも及ぶことが期待される。

なお、サマータイム制度については、省エネルギーおよび経済効果が期待されるが、制度の導入にあたっては、国民生活に大きな影響が及ぶことが予想される課題に配慮し、国民的な議論と理解を前提として、その円滑な導入のため、行政と緊密な連携を図りながら、商工会議所としても普及啓発に努めていく。

3．取り組みの実施方法

(1) 日本商工会議所は、各地商工会議所およびその会員中小企業等が、地球温暖化対策に自主的に取り組むためのメニューおよび情報を提供する。

(2) 各地商工会議所は、それぞれの自主的な判断により、会員中小企業等による地球温暖化対策を積極的に推進する。その際、地域の実情に応じて、日本商工会議所からのメニューなどを参考にして対策を選択し、計画を策定・実施する。併せて、各地商工会議所は、行政の施策に積極的に協力することにより、地域における地球温暖化対策に参加

する。

(3) 各地商工会議所は、それぞれの対策の結果を毎年取りまとめて、会員にフィードバックするなどフォローアップに努め、日本商工会議所に連絡する。また、各地商工会議所は、可能と判断した場合、エネルギー消費量や二酸化炭素の排出削減・吸収量など定量的な結果についても取りまとめる。日本商工会議所は、毎年、個々の商工会議所の取り組み結果を集約し、環境小委員会で検討することによって環境行動計画の内容を見直し、修正した上で、改めて各地商工会議所に周知することによって、環境行動計画を一層推進する。

4. 期間

環境行動計画の内容は継続的に実施することが重要である。2008年度から2010年度(2008年9月～2011年3月)に実施するとともに、2009年度以降は、前年までの取り組み内容を検証した上で計画内容を見直し推進する(備考:京都議定書の第一約束期間は2008年度～2012年度)。

・推進すべき行動計画

1. 日本商工会議所の取り組み

(1) 各地商工会議所に対するメニューの提示

各地商工会議所およびその会員中小企業等が、地球温暖化対策に自主的に取り組むため、対策のメニューを以下のとおり類型化し、提示する(各地商工会議所による取り組み事例集は別添)。

1) 会員中小企業等に対する支援

二酸化炭素の排出削減・吸収(自社の一次エネルギー消費量・二酸化炭素排出量の把握・削減支援、国内クレジット制度推進、緑化活動等)

コスト削減(エコ相談、省エネ機器への入替推進等)

認証取得(エコアクション21、ISO14001等)

ビジネス機会の創出(展示会・見本市の開催、マッチング等)

企業の取り組みの紹介(表彰制度、ホームページでの事例紹介等)

環境行動計画の策定支援(中小企業による自主的な計画策定を支援等)

2) 地域における取り組み

二酸化炭素等温室効果ガスの排出削減・吸収(エコ通勤、緑化活動等)

低炭素社会を目指したまちづくり(商店街へのソーラーパネル設置等)

地産地消・輸送に伴うエネルギー消費の減少により二酸化炭素排出を削減

地域通貨(エコポイント、エコマネー等)

環境教育(会員企業による環境学習事業の実施等)

循環型社会の構築(エコバッグ、リサイクル事業の推進等)

認証取得(エコアクション21、ISO14001等)

商工会議所(事務局としてのクールビズ、ウォームビズ、省エネ等の実施等)

3) 普及啓発

会員中小企業等向け(説明会、視察見学会の実施等)

従業員およびその家族向け(エコ通勤、1人1日1kgCO₂削減の呼びかけ等)

4) 行政との連携

二酸化炭素等温室効果ガスの排出削減・吸収(排出量把握等への支援、地域計画策定

への関与等)
専門家派遣(エコ相談、専門家派遣等)
普及啓発支援(説明会開催の支援等)
国民運動への参加(チーム・マイナス6%、1人1日1kgCO₂削減運動への参加等)

(2) 日本商工会議所としての取り組み

1) 一次エネルギー消費量・二酸化炭素排出量の把握への支援

各地商工会議所の会員中小企業等が省エネルギーや二酸化炭素排出の削減・吸収に取り組むため、自社の一次エネルギー()消費量と二酸化炭素排出量を簡便に把握できるチェックシートを整備し、普及を図る。

具体的には、会員中小企業等が自社の電力・都市ガス・ガソリン・軽油などのエネルギー消費量を入力することで、自動的に二酸化炭素排出量を算出できるものとする。さらに、会社ごとにエネルギー種別の省エネ効果と自社全体での省エネ効果を測定できるようにするため一次エネルギー消費量も算出できるものとする。

()一次エネルギー：石油・石炭・天然ガス・原子力・水力・新エネルギー等の、自然から直接得られるエネルギーのこと。電力・都市ガス・ガソリン・軽油等の二次エネルギーの単位はエネルギー種別ごとにまちまちであるため、一次エネルギーで使用する原油換算キロリットル(または熱量換算ジュール)の単位に換算することによって消費量の比較が可能となる。

2) 国内クレジット制度の推進(二酸化炭素排出削減の具体的取り組み)

二酸化炭素排出削減の一環として、大企業が中小企業に資金・技術を提供し、二酸化炭素の排出を削減した場合、削減分を大企業自らが削減したとみなす「国内クレジット制度」(国内版中小企業向けのCDM制度)の導入を推進する。

3) 普及啓発

- ・エネルギーの安定供給の確保や環境保全、および地域の振興の観点から、発電過程で二酸化炭素を排出しない原子力発電等の促進のための環境整備に努めるとともに、原子力電源地域等と電力消費地の相互理解の増進・活発化を図る。
- ・会員中小企業等に、省エネルギーや二酸化炭素排出削減・吸収のための具体的な取り組みに関する情報を提供するため、環境ポータルサイトを開設し、運営して、各種マニュアル、補助金に関する情報、各地商工会議所・会員企業の取り組み事例などを広く紹介するとともに、日本商工会議所の「会議所ニュース」(旬刊紙)、「石垣」(月刊誌)、ホームページなどを通じて、省エネルギーや二酸化炭素排出削減・吸収等に関する情報を継続的に発信する。

4) 「環境表彰」の創設

先進的な対策を実施する商工会議所の取り組みをたたえ、広く周知するため、日本商工会議所による各地商工会議所を対象とした表彰制度の対象に、新たに環境分野への取り組みを加える。

5) 日本YEG(青年部)への支援

各地商工会議所青年部およびその会員中小企業等による、地球温暖化対策への自主的な取り組みを進めるため、日本商工会議所が提示するメニューを活用する。

6) 全商女性連への支援

各地商工会議所女性会およびその会員中小企業等による、地球温暖化対策への自主的に取り組みを進めるため、日本商工会議所が提示するメニューを活用する。

7) 政府等への意見要望

中小企業等による省エネルギーや二酸化炭素排出削減・吸収等に関する取り組みについて、支援策を要望する。

2. 各地商工会議所の取り組み

各地商工会議所は、地域の実情に応じて、それぞれの自主的な判断により、会員中小企業等による地球温暖化対策を積極的に推進する。

(1) 会員中小企業等による取り組み推進への支援

1) エネルギー消費量・二酸化炭素排出量の実態把握への支援

会員中小企業等が省エネルギーや二酸化炭素排出の削減・吸収に取り組むため、会員中小企業等が自らエネルギー消費量および二酸化炭素排出量の実態を把握できるよう支援する。その際、日本商工会議所の示す「一次エネルギー消費量・二酸化炭素排出量チェックシート」等を利用することで、二酸化炭素排出削減に加え、省エネ効果の把握が可能となる。

2) 環境行動計画の策定

日本商工会議所が提示する地球温暖化対策のメニューなどを参考にして、会員中小企業等を対象とし、地域の実情に応じて、具体的な対策を選択し、計画を策定する。

3) 環境行動計画を推進するための体制整備

環境行動計画の策定等をはじめとする対策を推進するため、環境委員会等、事業の受け皿となる組織を設置するとともに、事務局の担当部署を設定するなど、体制を整備する。

(2) 行政との連携

- 1) 地球温暖化対策推進法に基づき、地方自治体が策定する地球温暖化対策に関する実行計画の策定への関与など、地方自治体を中心となっていく地球温暖化対策に、積極的に協力する。
- 2) 中小企業等による省エネルギーや二酸化炭素排出削減・吸収等に関する取り組みへの支援策を要望する。

(3) 結果の取りまとめ・フォローアップ

実施した対策の結果を毎年取りまとめて、会員企業にフィードバックするなど、それぞれの方法でフォローアップに努め、日本商工会議所に連絡するとともに、各地商工会議所が可能と判断した場合には、一次エネルギー消費や二酸化炭素排出の削減量など、定量的な結果についても取りまとめる。

3. 行動計画を持続的に推進するために

日本商工会議所は、毎年、各地商工会議所の取り組み結果を集約し、環境小委員会で検討することによって環境行動計画の内容を見直し、修正した上で、改めて各地商工会議所に周知するとともに、対外的な情報発信を行う。また、必要に応じて行政に対して支援策を要望していくが、当面、中小企業による一次エネルギー消費量・二酸化炭素排出量および削減余地の把握や専門家派遣などの支援を要望する。

以上

【 各地商工会議所による取り組み事例集 】

< () は商工会議所名、Y E G は青年部 >

1 . 地域における取り組み

温室効果ガス排出削減

- ・エコドライブの呼びかけ。(福岡、岡崎Y E G)
- ・商工会議所ビルの空調設備について、各部屋の個別空調に取り組むとともに、ビル全体の電力デマンドを設定し、目標デマンド以上に達すると予想される場合、テナント使用を含む空調機の一部を順に自動停止させるシステムを稼動。(高岡)
- ・新会館の建設に当たり、電気とガスエネルギーの効率的な活用を考慮。(尼崎)
- ・コージェネレーション、ヒートポンプなどの導入が見込まれる市内大手企業に対し、勉強会を実施。(富士宮)
- ・「温暖化防止おひさまファンド」の募集。(飯田)
- ・太陽光発電パネルの設置(年間30kw)。(佐久)
- ・県環境局が実施する「STOP温暖化アクションキャンペーン」の地域活動部門において準グランプリを受賞(ひまわりを使い、地域のイメージアップを図りつつ、二酸化炭素の吸収と新商品開発を実施する事業)。(富士)
- ・本年2月13日から19日を「京都議定書発効3周年を記念した一斉行動週間」とし、期間のうち1回以上、参加事業所の従業員各人が次の行動のいずれかまたはすべてに取り組み。ノーマイカー通勤を行う。午後10時までに家庭の照明及びテレビの電源を切る取り組みを行う。買い物の際にマイバッグを持参し、レジ袋を使用しない。(飯田)

低炭素社会を目指したまちづくり

- ・打ち水や、商店内の高めの温度設定により、電力使用量を抑制。(串間Y E G)
- ・新エネルギー活用で街づくりを進める組織に呼びかけ、連携を図りアピール。(札幌)
- ・瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議で、商工会議所および青年部のメンバー5名が中心となり(会長は青年部メンバー)、本年3月25日にレジ袋有料化を実現。青年部がエコバッグを作製し、産業祭などでPRを行なった。なお、市役所にもエコバッグの寄付を行い、レジ袋有料に関するシンポジウム開催時に無料配布を行なった。(瀬戸)
- ・スーパー協会(当所事務局)では、加盟13社と市、消費者協会の3者で、レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定書を締結し、昨年6月よりレジ袋有料化を導入。マイバッグ持参率は、95%に達している。一方、スーパー業者に対しては、レジ袋有料化によるレジ袋のコスト削減分を環境基金に寄付する旨、積極的指導を行なっている。(掛川)
- ・オリジナルのエコバッグを作製し、持参した買い物客にポイントを付与するなどの事業を実施し、持参を呼びかけ。(蕨)
- ・地域の消費者団体、流通(小売)事業者とマイバッグ推進運動に協力。その活動が広がり、本年4月1日より県内一円で大規模小売店舗の食品部門と食品スーパーにおいてレジ袋を有料化し、事実上の配布廃止。地域を挙げて省エネに取り組むことで、省エネに対する意識の浸透につながる。(高岡)
- ・環境都市を強くアピールするため、商店街などで幅広く利用できるデザイン機能性・素材等に優れたエコバッグを作製。環境対策事業の推進と、消費者の環境意識の向上

を図るため、中心部商店街の協力を得て、商店街の環境対策事業の取り組みの一環として活用。(仙台女性会)

- ・上記以外のマイバッグ・エコバッグ利用推進の取り組み。(米沢、茅ヶ崎、紀州有田、竹原ほか)
- ・市内大手企業と行政を交えて、「低炭素地域づくり面的対策推進事業」への取り組みを検討中。推進の際には、「エコ通勤」事業に着手する予定。(富士宮)
- ・会員企業と地元大学が屋上緑化の共同研究に取り組み、当所の中小企業支援センターがその取り組みを支援。(東広島)
- ・製造業向けの工場緑化関連のセミナーにおいて、壁面、屋上、駐車場緑化の先進導入事例を紹介。(尼崎)
- ・ビル竣工時(1968年)から屋上緑化に取り組み。(大阪)

地産地消

- ・「道産米」の消費拡大に努めた結果、2004年には60%であった道内消費率が、2007年には70%を達成。(北海道商工会議所連合会)
- ・加工食品業者や飲食店に、地元農産物をより積極的に取り入れてもらうために、「おかげ地産地消セレクション」の認定制度を構築。(岡崎)

地域通貨

- ・エコマネーの運営(環境に配慮した行動に対しエコマネーを付与。たまったエコマネーでエコ商品購入などが可能)

教育

- ・2002年度より、会員企業と「小学生への環境学習事業」を開催。2007年度は20社、25テーマ、51校で実施。(京都)
- ・小学生を対象に省エネのチェックシートを配布。(横浜)
- ・子供向けアニメで地球温暖化の影響を啓発。(福島Y E G)
- ・幼稚園生、小学生対象の環境・ゴミ問題に関する絵画コンクール。(北見女性会ほか)

循環型社会の構築

- ・新聞、事務用紙類をリサイクルし、ノート、メモ帳、名刺を作製、販売。(春日井Y E G)
- ・機密文書を処理し、リサイクル。(さいたま、千葉、泉大津)
- ・イベントにおけるリサイクル容器の使用。(新発田Y E G)
- ・ペットボトルを利用したイベントによる意識喚起。(藤沢Y E G、下関Y E G)
- ・「廃食用油」のディーゼルエンジン燃料への開発研究。(松戸、龍野女性会)
- ・ペットボトルのキャップを回収し、世界の子供たちにワクチンを送付。(千葉、神岡)
- ・会員向けごみ通信「リサイクリンちば」を発行し、資源の3R、特に事業所系可燃ゴミのうち約6割を占める紙ごみの3Rについての取り組みを訴え。(千葉)
- ・会員事業所に呼びかけ、廃棄作業服を利用したエコバッグを商工会議所で作製。会員大会で来場者に配布。(小田原箱根)

認証取得

- ・商工会議所としてエコアクション21を2004年6月に取得。以後、管内の事業所を中心に、同制度の講演・パネルディスカッションなど普及啓蒙に取り組み、本年3月現在、約25社が認証を受けた。(吹田)
- ・北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)に登録し、自主目標設定により削減の実施。市による認証取得補助制度の創設要望・実施、および商工会議所の同取得助成金制度創設(HES)による取得の推進。(石狩)

商工会議所

- ・自家用車のアイドリングを禁止。(宿毛)
- ・会館内の設備は、極力、省エネタイプを使用。(唐津)
- ・利用時間以外の消灯(相談室・コピー室・給湯室・トイレ)。従業員用階段は昼間消灯。残業の際、人のいない場所の消灯。(富士)
- ・事務室内等は昼休み時に消灯。(田川)

2. 中小企業に対する支援

温室効果ガス排出削減

- ・大企業が中小企業に資金・技術を提供し、温室効果ガス排出を削減。削減分を大企業自らが削減したとみなす制度の導入を推進(国内版中小企業向けのCDM)(名古屋、大阪)
- ・中小企業が、それぞれの立場でできるECO活動を宣言し、CO₂排出を削減した量を算出。(札幌)
- ・地球温暖化対策あるいは環境配慮型経営等に関する独自目標を設定し、取り組んでもらうため「ストップ地球温暖化宣言事業者」を募集。(松江)
- ・環境貢献型モノづくり産業の振興(CO₂削減に寄与する建物のコンセプトづくり等)。(大阪)

コスト削減

- ・企業と連携(専門家派遣など)し、エコ相談(環境関連の相談)を実施。
- ・白熱電球から省電力の照明への交換の推進。

認証取得

- ・ISO、エコアクション21(中小企業などが対象)などの取得支援。(宇都宮)

ビジネス機会の創出

- ・環境フェアの開催。(神戸)
- ・中小企業が保有する技術や商品、サービスを活用し、環境ビジネスのアドバイザーの助言により、ビジネス機会を発掘する仕組みを制度化。

企業の取り組みを紹介

- ・環境をテーマにした表彰制度の実施。
- ・地域の中小企業の取り組みを表彰。(北大阪)
- ・環境問題に取り組む企業をホームページで周知。(福井)

環境行動計画の策定支援

- ・企業による自主的な環境行動計画策定を支援。

3. 普及啓発

中小企業向け

- ・環境対策専門委員会を設置し、関連施策の説明会を開催。(神戸)
- ・業種別の省エネ・マニュアルを作成、企業に配布。(東京)
- ・風力発電の視察見学。(高松)
- ・「環境(エコ)」をテーマとして取り組んでいる委員会において「冷房は28℃」等の文言を掲げた環境省のチーム・マイナス6%のロゴマーク入りのステッカーを会員向けに作製し、電気、水道使用量等の削減を呼びかけていく予定。(大東)
- ・電力会社と協力し、節電に関する講演会を開催。(富士)
- ・室内掲示物を製作し、会員事業所等に節電を呼びかけ。(田川YEG)

従業員およびその家族向け

- ・ノー・マイカーデー（福岡）
- ・エコスタイル（クールビズ、ウォームビズ）（福岡ほか）

共通

- ・環境社会検定試験（eco検定）の実施。（東京ほか）
- ・省エネ製品への買い替え促進。

4．行政との連携

< 上記1．～3．について、国や自治体と連携して取り組み、自治体に対し積極的に提言するとともに、支援策を要請 >

温室効果ガス排出削減

- ・中小企業による温室効果ガス排出量算定への支援（チェックシートの作成・配布等）。
- ・中小企業による温室効果ガス排出削減への支援（業種別マニュアルの作成・配布等）。
- ・改正温対法に基づく「排出抑制指針」策定にあたっての商工会議所の関与。
- ・改正温対法に基づく「地域推進計画」策定にあたっての商工会議所の関与。
- ・「エコ通勤」（国土交通省）の取り組み。（岡崎）
- ・「エコポイントカード」（環境省）の取り組み。（富良野）
- ・（コージェネレーション、ヒートポンプなどの活用や、太陽光発電、風力発電の利用を）市民が導入しやすいよう、設置者に対する補助金の交付を市に働きかけ。（大府）

専門家派遣

- ・登録制度の整備。
- ・省エネルギー等に関する「エコ相談」に対応する専門家の派遣。
- ・中小企業の業務の環境ビジネスへの応用についてアドバイスする専門家の派遣。

普及啓発支援

- ・商工会議所が実施する温室効果ガス排出削減等に関する説明会等の開催を支援。

国民運動への参加

- ・チーム・マイナス6%への参加。
- ・1人1日1kgのCO₂排出量削減。

以 上